

1. 事業計画の基本方針

我が国の農業経営を取り巻く状況は、農業生産資材の価格高騰や農業者及び農地の減少による食料供給力の弱体化、大幅な気候変動による食料生産の不安定化、さらに、国際的な調達競争の激化といった食料安全保障を取り巻く環境など大きな変化に直面しております。

昨年の北海道は、7月から8月にかけて記録的な猛暑や干ばつに見舞われ、9月に北海道初の線状降水帯が発生しました。激甚化するリスクに対するセーフティネットへの需要が年々高まっております。このような状況の中、農業共済は幾多の自然災害等に対して共済金の早期支払いや損害防止活動により、被災した農業者の経営再開と営農継続を強く支援し、収入保険は自然災害や市場価格の低下等、あらゆるリスクに対応することで農業経営と地域経済の安定に大きく貢献しております。

令和8年度は、組合設立5年目となりますが、農業共済綱領に掲げている「いつも農家のことを考えて働こう」を、今までもこれからも第一義とし、全ての農業者にセーフティネットを提供するため、加入推進並びに適切な損害評価を実施してまいります。

これまで組合員から得た信頼をより強固なものとするため、農業者とのつながりを深め、ガバナンスの強化やコンプライアンスの実践等に取り組み、業務運営の効率化や運営基盤の強化を図り、農業共済並びに収入保険（以下、農業保険と称します）の定着と、加入率の向上を目標に円滑な事業運営に努めてまいります。さらに、積極的な人材育成による職員スキルの均衡化を目指すとともに活力ある職場風土を構築し、組合員へのサービス向上に努めてまいります。

また、令和7年度より賦課金設定方法を改定しましたが、将来的な賦課金単価統一に向けて業務体制の見直しを検討し、地域間の賦課金格差の圧縮を進めてまいります。

さらに、家畜診療所においては財務健全化を目的とし、業務量等に応じた技術職員の適正配置をすすめるとともに診療区域の再編等を検討し、人的資産の有効活用による業務効率化と経営基盤の安定化を図ってまいります。

以上を踏まえ、令和8年度においては次の事項を事業計画の柱として取り組んでまいります。

- (1) 農業保険の加入率向上によるセーフティネットの拡充
- (2) 農業保険の適正実施
- (3) 損害防止事業等の実施
- (4) コンプライアンス態勢及びガバナンスの強化による執行体制の整備
- (5) 組織運営基盤の安定化と強化
- (6) 組合運営改善に向けた取り組み

(1) 農業保険の加入率向上によるセーフティネットの拡充

自然災害や収入減少等のリスクが発生した際に、地域のコミュニティ維持を支援するため「無保険者を無くすこと」を目標に加入推進に取り組んでまいります。

農業保険への加入要件を整理した農業者リストを活用し、農業者の方へ制度の仕組みについて丁寧な説明を行うとともに、掛金・共済金等の試算を行いながら継続加入の維持と新規加入の拡大を図ってまいります。

また、未加入要因の緻密な分析による加入推進方策の構築と、加入意思の全戸確認を実施するとともに、地区別懇談会及びNOSA I部長会議等を通じ、農業保険の理解浸透を図ってまいります。

特に、加入率が目標に達していない地域については、戸別推進を基軸に未加入者への一層の制度理解を促進し、加入推進に取り組むとともに、JA等の関係機関と密接に連携を取りながら、加入率の底上げを図るため農業保険を円滑に推進する効果的な協力体制を構築してまいります。

ア. 農作物共済

- (ア) 補償の充実を図るため、水稻は品質方式、麦は災害収入共済方式への移行と最高補償割合・最高金額の選択を推進してまいります。
- (イ) 水稻共済は、白色申告者であっても税申告関係書類による全相殺方式への加入が可能なことから、半相殺方式から全相殺方式への移行を積極的に推進してまいります。

イ. 家畜共済

- (ア) 農業者リストを基に有資格者及び頭数を把握し、継続加入及び死亡廃用共済と疾病傷害共済の同時加入を推進してまいります。
- (イ) 未加入者は、災害が発生しても経営を持続できるような経営リスク全般の備えとして、農業者のニーズに合った加入方式（事故除外方式など）を提案し、加入を推進してまいります。
- (ウ) 牛・馬は、画像による死亡畜の事故確認を実施していることから、防疫上、現地確認できないことを理由に引受けできなかった未加入者への加入を推進してまいります。

ウ. 果樹共済

- (ア) 栽培実態及び面積を的確に把握し、りんごは半相殺減収総合短縮方式の加入推進を行うとともに、全相殺減収方式及び地域インデックス方式への加入を積極的に推進してまいります。ぶどうは災害収入共済方式での加入、災害収入共済方式の加入要件に該当しない農業者は、全相殺減収方式への加入を推進し、継続加入の維持と新規加入の拡大を図ってまいります。
樹体共済は、果樹経営支援対策事業の小規模園地整備等を申請する場合、農業保険への加入が要件化されており、特に醸造用ぶどうの新規就農者が活用する機会が多いことから、JA及び市町村等との連携を強化し、加入の拡大を図ってまいります。
- (イ) 青色申告を実施している農業者に対しては、補償割合の高い収入保険への加入を推進し、白色申告者には果樹共済の加入を推進するとともに青色申告への移行を推進してまいります。

エ. 畑作物共済

- (ア) 補償の充実を図るため、小豆及びいんげんの全相殺方式への移行と、全ての作物において最高補償割合・最高金額の選択を推進してまいります。
- (イ) 継続加入を維持するとともに、加入率の低い地域については、戸別推進の実施等で新規加入の拡大を図り、加入率向上を図ってまいります。

オ. 園芸施設共済

- (ア) 有資格者及び棟数を的確に把握し、復旧費用及び撤去費用に加え、付保割合の追加特約及び小損害不填補特約等、農業者個々のニーズに沿った加入方式を丁寧に説明するとともに、集団加入割引等を積極的にPRし、継続加入の維持及び新規加入の拡大を図ってまいります。
また、施設内農作物加入者が青色申告を実施している場合は、収入保険への移行を推進してまいります。
- (イ) JA等関係機関との協力体制をより強固にし、地域全体で加入推進に取り組むことを目的に、状況に応じて定例的に役職員による加入推進協議会を各拠点で開催してまいります。
- (ウ) 加入申込手続きの利便性を高めるために、国が提供する農林水産省共通申請サービスの普及・啓蒙に取り組んでまいります。

カ. 保管中農産物補償共済

- (ア) 収穫共済の加入推進と併せて、保管中農産物補償共済について周知を図ってまいります。
- (イ) JA共済等が提供する類似保険への加入状況を確認し、農業者にとってメリットのある加入を推進してまいります。

キ. 農業経営収入保険

- (ア) 農業者リストを基に、農林水産省の助言や関係機関等の協力を得ながら継続加入を維持し、農業保険未加入者には農業共済と併せて効率的かつ積極的な加入推進を行ってまいります。また、農業共済に加入する青色申告者には、収入保険に加入するメリットが大きい場合、収入保険への移行を積極的に推進してまいります。特に、水稻共済に加入する青色申告者については、近年の高水準で推移する米価によって基準収入が高くなる可能性があり、水稻作付面積の割合が高い生産者や半相殺方式、地域インデックス方式での加入者に、補償充実の観点から収入保険への移行を積極的に推進してまいります。また、農林水産省が提供している農林水産省共通申請サービスを利用し、加入者がパソコン等で収入保険の手続きを行う「インターネット申請」の普及とそのサポートに取り組んでまいります。
- (イ) センター等及び支所を含めた全道レベルの「農業保険加入推進連絡協議会」を開催し、関係機関等に対して加入推進の要請及び加入状況や共済金支払状況等の情報共有を図ってまいります。
- (ウ) 補償充実のため、最高補償割合・最大支払率の選択を推進してまいります。

令和8年度加入計画 6,600経営体

合計	みなみ 東部	みなみ 西部	道央 空知	道央 上川	道央 宗谷 留萌	十勝	ひがし	オホー ツク
6,600	923	1,327	1,476	2,057	153	101	36	527

(2) 農業保険の適正実施

コンプライアンス基本方針に基づき、法令・要綱等を遵守し、職員個々が制度研修会等を通じて制度の理解を深めるとともに、ガバナンスの強化と農業保険の適正な実施に取り組んでまいります。

また、JA等集荷取扱業者に対して売渡数量等データの早期提示協力を求め、共済金の早期支払いに努めてまいります。

なお、加入推進等を通じて農業共済のニーズを確認し、未実施品目及び引受方式等の追加導入の検討を実施してまいります。

ア. 農作物共済

- (ア) 農業再生協議会等の関係機関や出荷業者等と連携を図り、作付耕地や経営所得安定対策に係る畑作物の直接支払交付金の交付状況、出荷資料の確認を行い、引受け及び損害評価の誤り防止に努めてまいります。
- (イ) 作柄・被害概況の確認及び水稻の登熟不良に係る調査を実施し、突発災害や高温障害による被害発生状況について関係機関等と情報を共有し、被害申告の失念が無いよう努めてまいります。
- (ウ) 半相殺方式について、作物の熟期を的確に把握して損害評価日程を設定し、実測調査の適正実施に努めてまいります。
- (エ) 被害が既に判明している引受全耕地を転作した組合員及び一筆全損耕地又は一筆半損耕地を有する組合員は、共済金の仮渡しを都度実施するとともに、災害の発生状況に応じた共済金の仮渡しを早期に実施することを検討してまいります。

イ. 家畜共済

- (ア) 事務取扱要領に基づいた適正な「個体評価基準」を定め、適正な価額の範囲で引受けに努めてまいります。
- (イ) 事故発生状況を分析し、情報の共有を図りながら損害防止に努めてまいります。
- (ウ) 損害認定基準に基づく適正な損害評価を実施するとともに、廃用認定基準や免責基準等により公正公平な取扱いに努めてまいります。
- (エ) 共済掛金標準率の改定年にあたり、加入者には丁寧な説明を行い、継続加入を推進してまいります。
- (オ) 病傷事故診断書等の審査を実施し、病傷給付基準に基づく適正な取扱いに努めてまいります。
- (カ) 職員実務研修等を通じて事務処理、病傷給付及び廃用認定の適正な執行に努めてまいります。

ウ．果樹共済

- (ア) 作柄の把握と関係機関等から情報収集及び出荷団体の協力を得て、共済事故の早期把握に努めてまいります。
- (イ) りんご地域インデックス方式の損害評価は、適切な被害申告の実施を組合員に依頼し、迅速かつ適正な損害評価及び共済金の早期支払いに努めてまいります。
- (ウ) 樹体共済は、統一的な現地評価を実施するため、樹体共済の損害評価の取扱いに基づき、迅速かつ適正な損害評価及び共済金の支払いに努めてまいります。

エ．畑作物共済

- (ア) 農業再生協議会等の関係機関や出荷業者等と連携を図り、作付耕地や経営所得安定対策に係る畑作物の直接支払交付金の交付状況、出荷資料の確認を行い、引受け及び損害評価の誤り防止に努めてまいります。
- (イ) 作柄・被害概況調査を実施するとともに、突発災害においても関係機関等と連携のうえ概況把握に努めてまいります。
- (ウ) 半相殺方式は、作物の熟期を的確に把握して損害評価日程を設定し、実測調査の適正実施に努めてまいります。
- (エ) 被害が既に判明している引受全耕地の転作及びてん菜特定被害の組合員は、共済金の仮渡しを都度実施するとともに、災害の発生状況に応じた共済金の仮渡しを早期に実施することを検討してまいります。

オ．園芸施設共済

- (ア) 施設の設置状況や被覆実態に基づいた異動通知を依頼し、適正な引受けに努めてまいります。
- (イ) 適正な損害評価と早期修復による施設内農作物保全のため、速やかに損害通知の報告を依頼し、迅速な損害評価の実施に努めてまいります。

カ．保管中農産物補償共済

事務取扱マニュアルに基づき、適正な引受け及び損害評価の実施に努めてまいります。

キ．農業経営収入保険

- (ア) N O S A I 全国連との業務委託契約の遂行にあつては、秘密保持基準に則り、適正な業務の実施に努めてまいります。
- (イ) 職員を対象に研修会を開催し、実務知識向上及び秘密保持等の正しい理解に向けて努めてまいります。
- (ウ) 加入者には、つなぎ資金の貸付制度を十分に説明し、保険金等の支払いが見込まれる場合は、制度を有効に活用できるよう努めてまいります。

ク．損害評価会の運営方策

農業共済の適正運営を期するため、必要の都度、損害評価会及び各部会を開催し、農畑作物共済、家畜共済、果樹共済及び園芸施設共済の各部会に対しては、損害評価の適正化、損害認定、事故の取扱い及び損害防止についての意見を求めてまいります。

<部会の開催計画>

区 分	委員数	開 催 計 画
農畑作物共済部会	16名	農作物及び畑作物損害評価高の審議 (9月・12月・3月)
家畜共済部会	10名	家畜個体評価基準及び廃用家畜肉皮等残存物価額基準単価等についての審議(11月)
果樹共済部会	4名	果樹損害評価高の審議(6月・12月)
園芸施設共済部会	4名	園芸施設共済事故に対する審議(3月)

(3) 損害防止事業等の実施

農業生産過程で発生するリスクを捉え、当該リスクの低減と組合事業運営の安定化に資するため、防除等機械貸付事業及び家畜損害防止事業を円滑に進めるほか、関係機関等との連携強化を図りながら、損害防止事業と人工授精事業を実施してまいります。

ア. 農作物共済・果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済関係

農業保険加入者が行う病害虫による農産物への損害未然防止と安全で高品質な農産物の生産性向上等のため、組合が定める「防除等機械貸付規則」に基づき損害防止事業を行ってまいります。

<貸付計画>

区 分	機 種 等	令和8年度計画	
水 稻	水稻自走式動力噴霧機	1台	8,073千円
	水田除草用ラジコンボート	—	—
	田植機(防除等の機能を有するもの)	1台	5,292千円
麦・畑作物	麦畑作走行式動力噴霧機	6台	36,786千円
	株間精密除草機	—	—
水稻・麦・畑作物	融雪剤散布機	—	—
	レーザーレベラー	—	—
	無人航空機(無人ヘリ及びドローン)	4台	12,745千円
園 芸 施 設	園芸施設用除雪機	1台	4,497千円
	園芸施設用動力噴霧機	—	—
その他	土壌改良材散布機	—	—
合 計		13台	67,393千円

イ. 家畜共済関係

(ア) 特定損害防止事業

呼吸器疾患や繁殖障害、乳房炎、周産期疾患、牛伝染性リンパ腫、新生子異常を対象に、総事業費556,026千円の事業計画を策定し、特定損害防止事業実施要領に基づき適正に実施します。

なお、農林水産省承認前のため、事業費の修正があり得ることを了承願います。

(イ) 一般損害防止事業

積立金及び家畜診療所勘定繰越剰余金の状況を勘案のうえ、感染症を対象に総事業費50,000千円の事業計画を策定し、疾病の未然防止や拡大防止に努めてまいります。

なお、財務状況により事業費の変更があり得ることを了承願います。

ウ. 人工授精事業（一部地域を除く）

組合員の経営安定と生産性向上を図るため、家畜の育種改良・増殖に積極的に取り組み、安定した子牛生産に努めてまいります。

(4) コンプライアンス態勢及びガバナンスの強化による執行体制の整備

農林水産省が示す「農業共済団体に対する監督指針」を踏まえ、組織運営の透明性とガバナンスの強化による内部牽制機能が十分に発揮できる体制づくりに努めてまいります。

ア. 組織運営体制

(ア) 総代会

業務報告書及び事業計画書を承認する意思決定機関として、通常総代会を令和8年6月5日に開催いたします。

また、必要に応じて臨時総代会を開催いたします。

(イ) 理事会

組織運営並びに制度及び事業の適正実施を期するため、定款及び理事会運営規則に基づき理事会を定期的で開催してまいります。

また、理事会の下に設置した各種専門委員会は、部門ごとの課題を検討してまいります。

(ウ) 監事会

組合の健全な運営を期するため、組合の財産状況及び理事の業務執行状況について、定款及び監事監査規則に基づき的確な監査を実施してまいります。

具体的には、定時監査として5月に決算監査、10月に中間監査を実施し、必要に応じて臨時監査を実施してまいります。

イ. コンプライアンス態勢の強化

組合員の信頼に応えるため、法令・定款・諸規則等に沿った業務運営の実行に向け、コンプライアンス規則の遵守と毎年度定めるコンプライアンスプログラムの確実な実践に努めてまいります。

ウ. 事務執行体制

本所は参事統括のもと、総務・農作・家畜の3部と総合企画室並びに内部監査室の2室体制とします。また、昨年度同様、家畜部の下に獣医療研修センターを設置し、石狩北部・石狩南部並びに南空知・空知家畜診療所を管轄し、本所以外は事業範囲等に応じた5つのセンター及び3つの統括センターといたします。みなみ東部センターに2支所、みなみ西部センターに1支所、道央空知センターに1支所、道央上川センターに2支所と道央宗谷留萌センターに1支所を配置し、道央空知センター以外の支所又はセンターには家畜診療所を配置いたします。十勝統括センターに6支所、ひがし統括センターに6支所とオホーツク統括センターに3支所を配置し、支所の下に家畜診療所及び出張所を配置した執行体制で臨んでまいります。

【組織機構図は別紙のとおり】

(5) 組織運営基盤の安定化と強化

将来に亘り安定的な組合運営に資するため、農業保険の普及と定着に向けた不断の取り組みに配慮するとともに、事業運営に係るリスク管理を徹底し、適切な事務処理及び職員の人材育成に努めながら、組織運営基盤の強化を図ってまいります。

ア. N O S A I 部長及び損害評価員との連携

組合員とN O S A I 役職員とのパイプ役として、各地域にN O S A I 部長を委嘱し、引き続き各地域でN O S A I 部長会議を開催し、共済事業の推進、その他日常の組合業務の連絡協調を図ってまいります。

また、各地域に損害評価員を任命し、地域の損害評価を適正かつ円滑に実施してまいります。

イ. 広報・広聴活動体制の整備及び広報媒体の効果的活用

農業保険の普及・定着に資するため、組合広報紙を定期的に発行するほか、ホームページ・農業共済新聞・SNS等広報媒体ごとの特性を活かし、制度改正の動向、組合の運営状況等の情報を発信することで、N O S A I の活動内容を理解してもらうよう努めてまいります。

また、地区別懇談会の開催や組合員・地域の集団等への勉強会・研修会等、地域に根付いた活動を適時開催し、組合員との接点を維持・強化できるよう努めてまいります。

ウ. リスク管理体制の強化

組合の業務遂行に影響を与えるリスクを把握し、役職員全てがリスク管理の担い手であることを認識したうえで適切なリスク管理に努め、会計及び業務運営の適正な実施を確保するため、内部監査室による内部監査を実施し、内部牽制機能の強化を図ってまいります。

エ. 人材育成及び人事評価

求められる人材像に向けて人材育成ビジョンを明示し、人事評価制度、職場内研修（O J T）及び外部研修（O F F - J T）を組み合わせながら、中長期的に職員の育成に努めてまいります。

また、職員個々の能力や実績等を把握し、計画的なジョブローテーションによって適材適所の人事配置に努めてまいります。

オ. 情報システムの効果的な運用

情報資産を適正に保護・管理するため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報処理管理体制及び各種セキュリティ対策の強化のため、24時間365日専門的知識を有する者が監視するセキュリティオペレーションセンター（S O C）に引き続き業務委託し、組合が有する重要な情報をマルウェア及びサイバー攻撃等から保護してまいります。

各事業システムは、N O S A I 協会が進めているインターネットを使用したシステム（W e b 化）開発へ人的な協力を行い、将来的に効率的かつ合理的な事務処理を目指します。また、業務の的確な遂行に資するため、学習管理システム、電子決裁システム、就労管理システム、ペーパーレス化を目指

した会議用資料共有システム等を運用し、必要に応じてシステムの適正な改修及び導入に努めてまいります。

カ．家畜診療所の運営

家畜診療所は、家畜診療所運営規則に基づき、地域における家畜診療施設の中核として、診療業務、人工授精業務及び損害防止活動に継続的に取り組み、家畜衛生の向上並びに酪農・畜産農家の経営安定の支援に努めてまいります。

このため、畜産関係団体との連携を一層強化するとともに、講習会や研修会への参加を通じて、技術職員の知識・技術の向上及びコンプライアンス教育の充実を図ってまいります。

また、家畜診療所が地域において果たす社会的役割を踏まえ、組合員の多様なニーズに対応するため、国及び道の協力を得ながら、遠隔診療技術の活用による診療体制の拡充・定着を図り、効率的な診療所運営を推進してまいります。

併せて、生産獣医療への取り組みを強化するとともに、健全な運営に向けて診療所の収支状況を検証し、経費の節減に努めてまいります。

新規獣医師の確保については、臨床実習を中心としたインターンシップの実施に加え、インターネット、Web面談、SNS等を積極的に活用し、地域農業および職場の魅力を発信してまいります。

さらに、獣医学系大学との連携を強化し、志望学生の確保に努めるとともに、獣医師に加え、人工授精師及び動物看護師の採用を進め、診療体制の充実に取り組んでまいります。

キ．「未来へつなぐ」サポート運動の積極的展開

全国のNOSA I団体が推進する「未来へつなぐ」サポート運動の更なる展開を図るため「安心を全ての農家に届けよう」の運動目標のもと、行動スローガン「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を実践するとともに、農業共済と収入保険を一体的に普及推進し、すべての農業者に安心のネットワークを広げてまいります。

ク．余裕金の運用

国が示す指導事項を遵守した余裕金運用基本方針を策定したうえで、定期預金及び有価証券による余裕金の運用を行い、定期預金については共済金支払資金とし、利息収入を目的とした有価証券については償還年度別の償還額及び債券種別の構成（ポートフォリオ）に配慮するなど、安全性と換価性を最優先とする運用に努めてまいります。

ケ．国事務費負担金等の確保

農家負担の軽減に繋がる共済掛金国庫負担金等及び農業保険の円滑な運用に必要な国事務費負担金等の予算確保に向け、全国のNOSA I団体と連携し要請に努めてまいります。

（6）組合運営改善に向けた取り組み

組合運営において、家畜診療所の経営改善が喫緊の課題となっていることから、建設計画の策定にあたっては財務規律を明確に設定するとともに、実施体制の改善計画（中長期計画）に位置付けて取り組んでまいります。

また、管理会計の本格実施により、診療所ごとの収支状況を定期的に分析することで、経営改善に向けた具体的な方策を検討することを目的として進めてまいります。

管理会計の本格実施を踏まえ、組織機構の改革及び改定賦課金の検討結果に基づく各部署における業務職員の適正配置を進めてまいります。

さらに、家畜診療所においては、業務量及び診療所収入に応じた診療所職員の適正配置を実施する中で、永続的に安定したサービスが提供できるよう、業務プロセスの改善に取り組んでまいります。

また、中長期計画を適宜見直しすることで、組合運営の改善に努めてまいります。

ア. 中長期計画の推進

組合の財務健全化、ガバナンスの強化及び業務プロセスの効率化を見据えた中長期計画をもとに推進してまいります。

(ア) 機構改革

全道8センター化によるガバナンスの強化及び業務プロセスのさらなる効率化に努めてまいります。

獣医療研修センターを設置し、獣医師、人工授精師、動物看護師の育成、研修及び業務支援の拠点とするとともに、安定した診療所経営に努めてまいります。

また、他の地域においても業務量等に応じた技術職員の適正配置を進めるとともに、診療区域の再編等による効率的な診療体制の構築と財務健全化を検討してまいります。

(イ) 管理会計の導入と職員の適正配置

管理会計の本格実施により、各拠点の採算を的確に把握することで、農業保険、獣医療及び家畜人工授精業務に支障を来たさぬよう、業務量、賦課金及び家畜診療所収入に即した職員配置の実現に努めてまいります。

(ウ) サービスの質の向上

定期的な人事異動及び拠点間の相互応援により、サービスの質の向上に努めてまいります。

(エ) 建設引当金にかかる財務規律の策定

中長期計画に組込み、財務規律を設定して建設計画を策定してまいります。昨今の建築費高騰による再建築に必要な経費として積み立てている建設引当金も増高することから、建設計画等を継続的に見直すことで建設引当金の縮減に努めてまいります。

イ. 事務費賦課金単価の検討

事務費賦課金単価の統一は、最低単価に合わせることで組織運営上厳しい状況にあることから、令和7年度は賦課金総額が高額となっているセンターの賦課レベルを引き下げのため、賦課単価の計算方法を変更いたしました。

結果として、センター間の差が若干圧縮されたものの、今後は業務プロセスの効率化及び業務量に応じた職員の適正配置を行い、令和10年度に次期賦課単価改正、令和13年度に全センターの賦課単価統一を目指してまいります。

ウ．診療諸料金等の見直し

診療諸料金等は、令和8年度に改定された診療点数表に基づき改正するとともに、ニーズの変化に合わせた生産支援事業の内容と料金体系を見直し、収支改善状況を確認しながら適宜見直しを検討してまいります。

エ．職員の採用

業務職員の新卒採用は、空前の「売り手市場」であることから、採用活動の早期着手のほか、豊富な知識を持つ元組合職員の再雇用を進めるなど、業務勘定の収支状況に応じた人員の採用に努めてまいります。

技術職員は、獣医師及び人工授精師に動物看護師を加えた診療所体制について検討し、必要最低限の人員を毎年度採用することに尽力し、採算に即した適正な人員配置に努めてまいります。

オ．家畜一般損害防止事業の展開

家畜一般損害防止事業は、積立金及び家畜診療所勘定繰越剰余金の状況を勘案のうえ、予算の範囲内でセンターごとに事業計画を策定・実施するとともに、引き続き一般損害防止事業のあり方の精査・検討に努めてまいります。

カ．予算統制

収支予算書に基づき、適正な予算執行を行い、常に経費の節減に努めるとともに、収支の実態を把握し、財務の健全化及び効率的な運営を図るよう、予算統制に努めてまいります。

また、定款、経理処理要領及び経理規則に基づき、適正な経理処理に努めてまいります。

(7) 主な固定資産の取得、処分及び修繕の計画

【取得計画】

No.	統括センター／センター	支所等	種類	資産名	概算額	備考
1	みなみ東部	家畜高度医療センター	建物	設計費用	40,000千円	
2	道央宗谷留萌	宗谷南部家畜診療所	建物	物置（職員住宅）	500千円	
3	十勝	鹿追家畜診療所	建物	建設監理料他	28,000千円	

【処分計画】

No.	統括センター／センター	支所等	種類	資産名	取得年月日	備考
1	みなみ西部	道南南部家畜診療所	建物	道南支所車庫（南渡島分室）	昭和48年3月31日	
2	みなみ西部	道南南部家畜診療所	建物	道南支所南渡島分室	昭和62年7月20日	
3	みなみ西部	道南南部家畜診療所	建物	職員住宅（知内町）	平成15年7月14日	
4	みなみ西部	道南南部家畜診療所	建物	職員住宅（知内町）	平成15年7月14日	
5	道央空知	空知北部支所	構築物	看板（旧中空知支所）	平成18年5月26日	
6	道央上川	センター	土地	旧美瑛家畜診療所敷地	昭和55年1月25日	
7	道央上川	センター	建物	事務所（旧美瑛家畜診療所）	昭和55年1月25日	
8	道央上川	センター	建物	倉庫（旧美瑛家畜診療所）	昭和55年1月25日	
9	道央上川	センター	建物	車庫（旧美瑛家畜診療所）	昭和55年2月8日	
10	道央上川	センター	構築物	塀（旧美瑛家畜診療所）	昭和55年1月25日	
11	道央宗谷留萌	留萌北部家畜診療所	建物	職員住宅（幌延町）	昭和53年8月10日	
12	道央宗谷留萌	留萌北部家畜診療所	建物	車庫（幌延職員住宅）	平成12年4月28日	
13	道央宗谷留萌	留萌北部家畜診療所	建物	物置（幌延職員住宅）	平成27年9月18日	
14	道央宗谷留萌	宗谷南部家畜診療所	建物	物置（歌登職員住宅）	平成14年12月3日	
15	十勝	統括センター	建物	職員住宅	昭和52年6月27日	
16	十勝	統括センター	建物	物置（職員住宅）	平成13年2月28日	
17	ひがし	根室西部支所	土地	別海町西春別81番地2	平成2年5月15日	分筆により一部処分予定
18	ひがし	根室西部支所	建物	職員住宅（西春別）	平成2年11月1日	
19	ひがし	根室西部支所	建物	事業部 診療課 検査室	平成2年11月1日	
20	ひがし	根室西部支所	構築物	西春別駐車場等路面舗装工事	平成3年11月1日	
21	オホーツク	湧別家畜診療所	土地	湧別町芭露249番17	平成20年7月3日	
22	オホーツク	湧別家畜診療所	建物	職員住宅（湧別）	平成3年10月2日	
23	オホーツク	湧別家畜診療所	建物	職員住宅（湧別）	昭和62年11月20日	

【修繕計画】

No.	統括センター ／センター	支所等	種類	資産名	概算額	備考
1	道央宗谷留萌	宗谷南部家畜診療所	建物	屋根修繕工事	17,000千円	
2	十勝	統括センター	器具備品	高圧受電設備(キュービクル)修繕	13,500千円	
3	ひがし	根室南部支所	建物	事務所照明設備LED化工事	16,000千円	
4	ひがし	根室西部支所	建物	事務所照明設備LED化工事	16,000千円	
5	ひがし	根室北部支所	建物	事務所照明設備LED化工事	16,000千円	
6	ひがし	根室管内	建物	職員住宅照明設備LED化工事	15,000千円	32戸
7	オホーツク	統括センター	建物	GHP機器更新1・2階系統(室外機1台・室内機13台)交換	12,760千円	
8	オホーツク	統括センター	建物	GHP機器更新1階1系統(室外機1台・室内機14台)交換	13,640千円	
9	オホーツク	統括センター	建物	GHP機器更新1階2系統(室外機1台・室内機14台)交換	11,550千円	
10	オホーツク	北見家畜診療所	建物	GHP機器更新診療系統(室外機1台・室内機16台)交換	13,420千円	
11	オホーツク	女満別家畜診療所	建物	GHP機器更新(室外機2台・室内機24台)交換	24,200千円	
12	本所		建物	風鳴寮外壁修繕工事	30,000千円	

別紙 組織機構図

別紙 北海道農業共済組合 組織機構図



